

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

平成28年度 納税・納入通知書等を7月15日(金)に郵送します

国民健康保険税

国民健康保険（以下「国保」）制度は、加入する皆さんが負担し合う国保税と国や都などの補助金を財源に、医療費の一部を負担する助け合いの制度であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

また、国保加入者（被保険者）のうち、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当する方は、医療保険分、後期高齢者支援金等分に加え介護保険分を合わせて、国保税として納めていただいています。

国保制度を円滑に運営できるよう、各納期限内納付にご理解ご協力をお願いします。

軽減措置があります

【低所得世帯に対する軽減措置が拡充されました】

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、均等割と平等割を減額（7割、5割または2割）する軽減措置があります。

平成27年度分に引き続き、平成28年度分においても5割および2割減額の対象世帯が拡大されました。

なお、この措置は、世帯主と国保加入者全員の市民税・都民税の申告、所得税の確定申告等が済んでいないと受けることができません。

【非自発的失業者に係る軽減】

解雇・倒産などの理由による非自発的失業者の方（離職年月日が平成21年3月31日以降で、雇用保険受給資格者証の理由欄の記載が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当し、離職年月日に65歳未満であった方）の国保税が軽減されます。

軽減内容 離職日の翌日（国保加入日）の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として、国保税を算定します。（平成22年度分から適用）

申請方法 雇用保険受給資格者証をご持参のうえ、申請書（保険年金課で配布）を提出してください。郵送での申請をご希望の方は、係までお問い合わせください。

課税限度額が改定されました

国民健康保険税条例の一部改正により、平成28年度分の課税限度額は、医療分が52万円から54万円に、後期高齢者支援金等分が17万円から19万円に改定されました。

口座振替納付をお勧めします

納付に当たっては、便利で確実な口座振替をご利用ください。忙しくて納めに行く時間がない方にもお勧めです。申し込みは、口座のある金融機関等に預・貯金通帳、金融機関等届出印を持参のうえ手続きをしてください。

【保険年金課窓口での受け付け】

保険年金課窓口でもキャッシュカードで口座振替の申し込みができます。申込書類の記入のほか、キャッシュカードの暗証番号の入力等を行うため、本人の来庁が必要です。取扱金融機関、キャッシュカードの種類（IC専用カード等）によっては受け付けできない場合がありますので、事前にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

減額免除・分割納付

思わぬ事故や災害、病気、失業などやむを得ない事情により納期限内に納められないときは、お早めにご相談ください。申請により国保税の減額免除や分割納付が認められる場合があります。

【減額免除】

納期限前の国保税が対象となります（原則として納期限までに申請が必要です）。申請には、り災証明書、公共料金等の領収書、収入・支出が記載されている金融機関等の通帳等が必要です。

【分割納付】

減額免除が認められない場合でも分割納付等があります。

問合先 税額の内容について＝保険年金課国民健康保険係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9832）、納付について＝納税課（同3階 ☎042-387-9823）

国民健康保険税・介護保険料 普通徴収の方へ コンビニでも納付できます

納付書は、期別ごとに1枚ずつ分かれていますので、紛失等にご注意ください。ご利用できるコンビニ店舗等詳細は、納付書裏面をご覧ください。

介護保険料（65歳以上の方）

今年度の介護保険料の基準額（第5段階）は、月額5,200円（年額62,400円）です。所得段階等で保険料が異なりますので、送付された納入通知書でご確認ください。

シルバーパスの所得確認書類に

70歳以上の方は、介護保険料納入通知書をシルバーパスの新規発行や一斉更新（9月実施）の際に、所得確認書類として使用できます。再発行はできませんので、大切に保管してください。

納付が困難な方は減免等の申請を

災害による住宅や財産の著しい損失、または、所属する世帯の生計の中心になる方の死亡や重大な障がい、長期入院、事業の休廃止等で収入が著しく減少したときは、第1号被保険者の方の申請により、介護保険料の減額・免除または徴収猶予をすることができる

場合がありますので、お早めにご相談ください。

また、生計の困難な方も、次のいずれかの条件で減額（2分の1）の対象となります。

（納期限までに申請が必要です）

- ▷ ①～③をすべて満たす場合
- ① 第1号被保険者と生計を一にする方の実収入総額（月額）が、生活保護法に定められた生活扶助基準額（月額）に満たないこと
- ② 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の所得税・市町村民税や医療保険の被扶養者になっていないこと
- ③ 第1号被保険者の属する世帯の預貯金額の総額が、生活扶助基準額の12か月以下であること

▷ その方の属する世帯が、著しい生活困窮にあると認められる場合

問合先 介護福祉課介護保険係・保険料担当（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9921）

後期高齢者医療保険料

普通徴収（納付書）の方

平成28年度後期高齢者医療保険料納入通知書（黄緑色の封筒）を送付します。

口座振替を希望する方は、同封の後期高齢者医療保険料口座振替依頼書に必要事項を明記のうえ、ご利用の金融機関へお申し込みください。

来年度以降も口座振替の継続を希望する方は、申し出が必要となりますので、口座振替依頼書の控えを保険年金課へご持参ください。すでに申出書を提出している方は不要です。

普通徴収（口座振替）の方

平成28年度後期高齢者医療保険料賦課決定通知書（ピンク色の封筒）を送付します。

問合先 保険年金課高齢者医療係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9834）

食事療養標準負担額		
負担区分	1食あたり	
現役並み所得・一般	360円（※3）	
区分Ⅱ	210円	
（※1）過去1年の入院日数が90日を超える方	160円	
区分Ⅰ（※2）	100円	
※1 世帯の全員が住民税非課税の方。入院日数が90日を超える方は、病院の領収書を添えて申請してください。		
※2 世帯の全員が住民税非課税で、かつ世帯全員が損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の各所得金額が全て0円の方（公的年金の場合は80万円以下）および老齢福祉年金受給者		
※3 一部例外あり		
生活療養標準負担額（療養病床に入院したとき）		
負担区分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得・一般	460円（※）	320円
区分Ⅱ	210円	320円
区分Ⅰ	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円
※ 一部医療機関では420円となります。		
高額療養費算定基準額		
負担区分	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得（3割）	44,400円	80,100円＋（10割分の医療費－267,000円）×1％[多数該当44,400円]
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

383万円未満の場合、または本人および同一世帯の被保険者（被保険者でない70歳～74歳）は3割です。

ただし、一人世帯で収入が383万円未満の場合、または本人および同一世帯の被保険者（被保険者でない70歳～74歳）は3割です。

〈一部負担金の割合（2割）〉

本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が、145万円以上の方の一部負担金の割合は3割です。

なお、保険証の更新に当たり、平成27年中の所得（平成28年度住民税課税所得）をもとに、負担区分を再判定しています。8月1日以降、一部負担金の割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

〈減額認定証の更新〉

後期高齢者医療被保険者で、住民税非課税世帯の方には、申請により、入院時の食事代や保険適用の負担が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。減額の内容は左表のとおりです。

後期高齢者医療

〈保険証の更新〉

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は、平成28年7月31日が有効期限です。すべての被保険者の方を対象に、新しい保険証を7月中旬から順次、転送不要の簡易書留で郵送します。新しい保険証の有効期限は平成30年7月31日まで、色は藤色です。

※ 住民税課税所得は、「市民税・都民税納税・税額決定通知書」の課税標準額でご確認ください。

減額認定証の有効期限は7月31日です。現在交付されている方で住民税非課税世帯の方は、改めて申請する必要はありません。7月末までに新しい減額認定証を送付します。減額認定証の色は、これまでと同じ白色です。

問合先 保険年金課高齢者医療係（☎042-387-9834）